

## 過労死防止学会第4回大会共通論題

### 労働時間規制の強化と緩和、抱き合わせがもたらす弊害

上西充子 法政大学キャリアデザイン学部教授

#### 1. 自己紹介

ご紹介いただきました上西です。よろしくお願いします。簡単に自己紹介を。

自己紹介の最初のところに書いてありますが、労働政策研究・研修機構、厚生労働省の調査研究機関ですね。そちらのほうにいた後、法政大学のほうに行きました。今、こういうのがありまして、これは皆さん、Yahoo!ニュースってご覧になります？Yahoo!ニュースのところをクリックすると、「個人」というのがありまして、これは個人のオーサーという「書いてね」というふうに指定されている人がいろんなものを書いていきます。その中の「国内ジャンル」というところで働き方改革についていろいろと発信をしています。それがGoogleとかで「Yahoo! 上西 個人」というふうに検索をしていただければ一番上に出てくると思うのですがけれども、こんな感じで働き方改革関係、いっぱい書いていますので、良かったらぜひ見てください。「ご飯論法」知ってますか？私が広めたものです。国会答弁をいかにかわして、かわしてばかりで全然ちゃんと答えていないという、そういう話なんです。こういうものを書いたり、あと、Twitterで、これ、私のTwitterなのですが、@mu0283というTwitterのほうでも積極的に発信をしています。

#### 2. 働き方改革関連法案は「毒まんじゅう」

自己紹介の3番目にあるように、2月の21日に中央公聴会で意見陳述をしまして、裁量労働制の比較のデータがおかしいということ、詳しく指摘をしたのは私ですが、その意見陳述をして、その後、法案から裁量労働制の拡大が撤回された。そういう経緯があって、最近ちょっといろいろメディアにも出ているという状況です。今日、お話をしたいのは、働き方改革関連法案が抱き合わせ、労働時間の強化と緩和の抱き合わせである。これが非常に問題ですが、その問題が見えないようにされている。あたかも「働き方改革」というものは「長時間労働の是正」ですよ、と。安倍首相は、労基法の70年の歴史の大改革ですよ、と言うのだけれども、その大改革という意味も、本当は表面と裏面があって、初めて罰則付きの時間外労働の上限規制を設けるのです。そっちしか言わないのだけど、実は裏面に、労働法制に、労働基準法に大きな穴を開けますよ、という話と、両方なんですよ。その裏のほうはほとんど言わないのですよ。ほとんど言わない。ぜひ、これを見ていただきたいのですけど、これ、厚生労働省のページですね。「働き方改革の実現に向けて」ここに法案があり、新旧対照条文があります。この中の「法律案案文・理由」というところの「理由」を見ていただきたい。要するに、この法案を何のために出すのか。で、何のた

めに出すのかは、こう書いてあるんです。ちょっと小さい字ですが、読みます。

「労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、時間外労働の限度時間の設定、」、これが一つですね。それから次、

「高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設」、これが二つですね。

「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者と通常の労働者との間の不合理な待遇の相違の禁止」これが三つ目ですね。

それから「国による労働に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の策定等」ですね。「これが、この法律案を提出する理由である。」

要するに一番目が時間外労働の上限規制、裁量労働制も入っています。二番目が高度プロフェッショナル。三番目が同一労働同一賃金といわれる非正規の処遇改善。この二番目が問題です。二番目はいろんな条件が書いてあり、労働時間制度の創設と書いて、これ、労働時間規制の適用除外じゃないですか。労働時間規制を外すという、その本質のところを提案理由に書かないという、非常にこれも欺瞞的な策略に満ちているなど思うところなのです。要は、社民党の又市さんが「この法案は毒まんじゅう法案だよ」って言ったのが、私は非常に良い比喻だと思っています。単に抱き合わせだと、ゲームの抱き合わせ販売とかだと、こっちは欲しいけどこっちはいらぬ、みたくないのが見えるじゃないですか。だけれども、「毒まんじゅう」だと毒は隠れているのです。美味しそうな皮だけが見えている。中の毒は絶対に見せない。その絶対見せなかった毒の中の、ひとつの毒である裁量労働制が、データ問題という形で、ワイドショーみたいに持ち上げられて、削除されたのですが、もうひとつの毒である高度プロフェッショナルは「もう絶対に見せるか」、という感じなんですよ。

「絶対に見せるか」なので、1回だけぼろっと安倍首相は本音を言ったなど思うところがあって、ぜひそれを見ていただきたいんです。これですね。1月29日、国会が1月22日ですか、23日ですか、始まってからすぐです。この日は何かというと、例の、私が追求した労働時間、裁量労働制の労働時間は実は短いですよ、という、答弁撤回した、それをしゃべった。その直前に安倍首相は何をおっしゃったかご存じですか？これね、私、聞いていて、どきっ、どきって、すごくビックリしたのですが、新聞ネタにもならなかったんですが、ちょっとぜひ聞いて下さい。

長妻議員が、裁量労働制とか高度プロフェッショナルとか、労働時間規制を緩めると過労死が増える。長時間労働が増えて過労死が増える。だから、そういうふうな労働時間の規制緩和をしようとしている、労働法制を岩盤規制と見なしてそこに穴を開けようとしている、そういう安倍首相の労働法制観は間違っている、改めていただきたいと。で、労働法というのはもっときちんと強めるべきところは強めて、安心して働けるようになってこそ高付加価値な働き方ができるのだ、というふうに説得をしようとしたところ、安倍首相が何と言ったかという話です。ちょっと聞いてください。1分ぐらいです。

「私は強く感じております。非正規雇用が4割以上になって労働生産性が下がる、これも要因になったというのは内閣府が認めています。ぜひ総理ですね、岩盤規制、ドリルで穴を開けるといふ、この考え方はぜひ改めていただきたいと思うのですが、いかがですか」

「内閣総理大臣」

「その岩盤規制に穴を開けるにはですね、やはり内閣総理大臣が先頭に立たなければ、穴は開かないわけでありますから、その考え方を考えるつもりはありません。それとですね、それとですね、あの一、厚生労働省の調査によればですね、え一、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均な、平均的な方で、比べればですね、一般労働者よりも短いという、データもあるということは、ご紹介させていただきたいと思います。」

て、いう話で、この後半のほうはね、これ、実は違うよっていう話だったんですけど、これ、前半のところ、びっくりしますでしょう。「岩盤規制に穴を開けるには、内閣総理大臣たる私が先頭に立って穴を開けなければいけないわけですから」と、これは要するに労働時間法制を岩盤規制とみなして、自分が率先して穴を開けなければいけないと、決意表明されているのですよ。この時、何も答弁書を見ていないのですね。だから、長妻議員が言うことに対して、ストレートに自分の思いを語られた。これって、数年前に安倍首相は言っていたじゃないですか。日本を世界で一番、企業が活躍しやすい国にするのだ、みたいなことを言っていましたよね。それが、いや、世界で一番企業が活躍しやすいっていったら、労働者はどうなるのって、批判しているのだけれども、働き方改革を前面に出したときは2016年の夏ですよ。働き方改革をやるのだと、長時間労働の是正と同一労働同一賃金をやるのだと、これは働く人の視点に立った働き方改革なんだ。みなさんのための改革を私はやるのですよ、ということ言ったわけですよ。だけれども、それはやっぱり毒まんじゅうの皮だったのだ、ということが、今の発言を見ればわかりますよね。だから隠して隠していたはずの毒が、ここで何か素直に出てしまった。ついつい長妻さんに対抗するような形で言ってしまった、ということなんじゃないかなと思うのです。その毒が、要は今、その高度プロフェッショナル制度は、危ないよ、危ないよ、という話を私は一生懸命しているのですが、なかなかそれをメディアが取り上げてもらえません。誤解をされたまま、あるいは印象操作をされたまま、衆議院を通過をしてしまったという状況なのです。それを通すために、岩盤に穴を開けるために、周到に用意をされてきたなという気がしています。

働き方改革法案は「毒まんじゅう」ですが、8つの法案の一括改正です。一括法案ですよ。例えば、同一労働同一賃金やインターバルとか、あるいは時間外労働の上限規制とかね、労働側が求めてきたものです。そういうものと、労働側が大反対をしてきた高度プロフェッショナル制度と裁量労働制の拡大、これを一緒にして、何とかこの毒を通してしまおうという戦略だったんですね。裁量労働制が削除されたけれども、高プロはなんとか通そうとしているというのが現状です。

その毒は、2007年、2015年と、そして今回は3度目の挑戦です。2007年が「ホワイト

カラー・エグゼンプション」で大反発をくらったと。2015年は、「残業代ゼロ法案」といってまた大反発をくらった。だからこのまま出してもダメだな、ということで、働き方改革という皮を作って出してきた。その皮のところ、つまり2016年8月に「働き方改革」というものを打ち出した。その秋から働き方改革の会議をやり、3月までやります。議事録を見ていただいたらわかりますが、15人ぐらいメンバーいますが、毎回1時間のみです。議事録見ると、順番に2分ずつお話下さい、だけで終わりです。最後に、働き方改革担当大臣である加藤大臣が、「今日ここでお話いただいたことは、私が記者の方に説明をいたしますので、みなさんからはお話にならないで下さい」、毎回、最後に口止めが入っています。そういう形で、経団連のトップと連合のトップ、労使のトップが入った働き方改革実現会議でこれが決まりました、という体裁を作るために、その半年間の会議が行われました。その会議で議題になっていなかったにもかかわらず、3月には、2015年の残業代ゼロ法案、これが継続審議になっていましたので、これの早期成立を図りましょうということが盛り込まれていました。もちろん連合は、これに反対の姿勢でしたが、反対の発言の機会はない、議題にもなっていない。ただし、経営側からは、時間外労働の上限規制を入れるのだったら、裁量労働制の拡大と高度プロフェSSIONAL制度の創設が要求された。これが3点セットです。3点セットじゃないと時間外労働の上限規制を入れるのは認められません、ということを繰り返し発言されています。3点セットでここに入ったのですね。ここに入りましたが、その後の労働政策審議会、法案に向けた審議をやりますが、ここではまた高プロと裁量労働制は議論させません。これは既に法案になっていますので。そして、時間外労働の上限規制と同一労働同一賃金、そういうところだけを議論をさせ、9月になって、そういえば何か、労基法改正案、ありましたね、みたいな形で、前にもありましたし、今回もあるので一緒に出してしましましょう、というような形で、諮問で一緒に入りました。もうほとんどそれについて反対する余地も無いような形で、まあ一応、連合側は反対意見を付けましたが、おおむね妥当という形で、答申になってしまった。

臨時国会で、その法案が審議されるかと思ったら解散になりましたが、解散の記者会見、みなさん、議事録がありますのでぜひ見て下さい。働き方改革を、安倍首相はひとことも言っていない。あの時、安倍首相は何を言っていたのか。人づくり革命と生産性革命です。働き方改革はまだ実現していないのに、どこかにいつってしまったのです。何でどこかにいったのか。隠しておきたいからです。選挙の争点にしたくなかった、されたくなかった。そして、選挙が終わって、今度は安心して「今国会は働き方改革国会です」と言った。でもやっぱり安倍首相が語るときというのは、時間外労働は是正、上限規制、それから同一労働同一賃金、この2つですね。高度プロフェSSIONAL制とか裁量労働制とかは「柔軟な働き方」って、すごく柔らかい言葉の中に隠して出しています。いろいろ野党から追及されたら、「それは担当大臣である加藤大臣に」みたいにね振る、というような状況です。

### 3. 法案の上限規制の問題

法案の中身ですが、今回、過労死という問題に絡むところで、時間の問題だけを取り上げますが、まず3番のところ、とにかく上限ができる、少し高めの水準でもいいかというところ、やっぱりまずい、というように、いろんな立場の人で意見がわけていますよね。今は厚生労働省の時間外限度基準告示が、月に45時間である。これを法律に格上げをすると。特例が年360時間以内だったけど、時間外だけなので、休日も合わせると、年間を通して過労死ラインである月80時間までが法的に認められてしまう。過労死ラインの上限というのを法律に書き込むことが、はたして良いのかというので、連合は、100時間はあり得ないと会議のときに発言をしていましたが、結局100時間と80時間で合意をしたということは、これについて表だった反対はしていないのです。全労連ははっきりと反対をしているのです。いろいろな適用除外があるので、複雑でわかりにくいということもありますが、やはり法律に100時間と書き込むということはやっぱり問題だなと、私も最近は思っています。これまで指摘されたのは、労災認定がおりにくくなる、企業の安全配慮義務というのが、結局100時間までオクケーみたいに、国が認めたような形になってしまう。それより下のラインで安全配慮義務というのが通りにくくなる、そういう話があるのです。もう一つ大事な指摘は、伊藤圭一さんという方が、5月の21日の官邸前の抗議行動でスピーチをされたのが、私は非常に印象に残っています。ネットに動画が出ていますが、労働基準法が第一条で、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」、この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるからと、その最低のものである労働基準をこの法で定めている。その法に100時間とか80時間と書くということは、そこまではオクケーになります。したがって、その目的規定と書き込んだ80時間100時間が矛盾をしてしまうということが、この伊藤さんの指摘のひとつの大事なポイントです。もうひとつの大事なポイントが、ここに高プロ、高度プロフェッショナルの適用除外が書き込まれる。それを書き込むということは、要するに労働法はこうやって定めるけれども、それを守らなくていい、使用者がそれを守らなくていい人たちを大量に作り出してしまう、ということです。もちろんこれまでも「管理監督者」の問題がありますが、「管理監督者」は本来は経営者と一体的な立場の人です。だからそうではない使用従属関係の中で、かなり時間の縛りもあるような人たちを適用除外という形で法律に書き込んでしまうということは、これは労働基準法に自殺プログラムを埋め込んでしまうということではないか、という指摘をされています。私は、その2点が非常に重要な指摘だと思っています。

その3いきますが、「高プロ」は「異次元の危険性」という、この異次元の危険性という表現は、日本共産党の小池晃議員の指摘ですが、その下にあるように、労働基準法の4章の労働時間規制がほとんど、年次有給休暇を除いてすべて外れてしまうのです、高度プ

ロフェッショナル制度。これは管理監督者よりも外れてしまう。管理監督者の場合は深夜割増がありますが、高度プロフェッショナルの場合はそれもない、ということで裁量労働制よりもさらに縛りが緩い。

これだけ緩くなってしまうのですが、法律の条文には裁量労働制にある裁量は書かれていないのです。時間の配分の指定をしてはならない、というのが書き込まれていないので、今の法律だけを見れば、毎日毎日24時間勤務を命じることができてしまう。そういうことを小池晃議員が指摘をしています。これ、2015年のときに「残業代0法案」と言われたので、残業しても残業代が出ないというふうに私たちは発想していましたが、残業という概念がそもそも無くなるわけです。就業規則で勤務を命じるということは残るわけです。8時間労働という枠も無くなるわけです。ということは、就業規則にある所定労働時間が、今は法定労働時間である8時間を当然超えてはいけないのですが、高プロに対しては超えていいことになってしまう。8時間という枠が無いからです。尾辻かな子議員が答弁書で聞いていますが、始業が午前9時で、終業が夜中の2時で、そこまでずっと働け、休憩の規定も、これは適用除外で守らなくていいので、休憩無しで働け、お昼休憩無し、というような形のことを、使用者が命じたら労基法違反となるか、と聞いたら、「違反になる」という答弁は返ってこないのです。適用除外だから違反になると言えないのです。答弁書に何て書いてあるのか。「ご指摘のような場合は通常想定されない」。通常想定されなくても、そういうことをする悪徳経営者がいるから、法的に下限、最低ラインを決めているわけです。その最低ラインを取り払うということは、そういうことができるということです。このところが今、国会では大問題になっていて、裁量労働制のような裁量に相当するようなことを省令で何とか書き込もう、加藤大臣はそのように言っています。ただ、最初に書き込んでないということは、やっぱり書き込みたくなかったのだと思います。つまり、裁量労働制で厳しい規制がいろいろあっては嫌だ、もっとユルユルな、もっと自由に労働者を働かせるようなことができる制度が欲しい、と経営側が要求をして、今、法制度化しようとしているのが高度プロフェッショナル制度です。だからそこに、「いやいや、時間の指定をしてはいけませんよ」とか、いろいろ条件をつけていったら、経営側は「いや、使い勝手が悪いし」って絶対言うと思うのですよ。だから入れていないというのが現状です。

そういうものなので、柔軟な働き方というふうに言われますが、全然柔軟じゃないわけですね。法的には労働時間規制の適用除外だから、使用者の側が規制を免れる、規制から解放される。かつ、労働者の側は就業規則の縛りは取れない。したがって、柔軟に働けるわけではなくて、柔軟に働かせることができる、ということです。それを「柔軟な働き方」と言うのは、ダメですよ。言うてはいけないと思いますが、それを言うてしまっています。「働き方改革は柔軟な働き方」、そういう言葉のイメージだけで普通の人は、「じゃあ高プロだったら自由に働けるのだ」と思ってしまいます。今でもそういうイメージはふりまかれています。この前、「クローズアップ現代」に、私は出ましたが、竹中平蔵さんは、104日の休日という厳しい休日の規制があって、それ以外は自由に、みたいなことを言

ってます。「それ以外は自由に」の主語が実は無かったのです。文字起こしがあるのでぜひ見ていただきたいのですが、「それ以外は自由に」というのが、あたかも労働者が自由に働けるように言ってますが、実はそれは経営側が自由に働かせる、なのです。そのあたりは普通の人にはわからないのです。「高度プロフェッショナル制度 きほんのき」というのを書いたのですが、これを読んで「え？そうなの？」みたいな反応が結構あったのです。NHKがこういう説明をします、「高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す高度プロフェッショナル制度」。「労働時間の規制から外す」というひとことでわかるのか、普通の人にはわかりません。普通にこの言葉だけを手がかりに考えると、「あ、規制無く働けるんだ」と思います。だから、何時に来て何時に帰るとか、そういうことは関係無しに、自分の好きなように働けるのだ、と誤ってしまいます。でも、これが労働基準法の改正なのだから、その時の規制というのは働く人に対する規制ではなくて、使用者に対する規制なのです。弁護士さんには、労働時間の規制から外す、というひとことでたぶん通じると思いますが、ふつうは通じないのです。誤解されているのです。高プロの条文はこうだよ、適用しないということはどういうことになるか、こういう縛りが無くなる、ということ、丁寧に書きました。使用者は1日8時間を超えて労働させてはならない、あるいはいろいろな割増賃金を支払わなければならない、休憩を与えなければならない、そういうものが全部免除される。使用者は何々しなければならない、というのを「あ、高プロについてはいいですから」という話です。その「高プロについてはいいです」というのは、使用者にとってメリットがあって、労働者にとっては何もメリットが無い。そういうものだ、というのは丁寧に書かないとわからない。きっと、何か高度プロフェッショナルだと自由に働けるようなイメージが振りまかれたまま、このままだと法案は通過してしまいます。

こここのところを丁寧にメディアで取り上げて下さい、と私は今、一生懸命言っているのですが、何かなかなか分かってもらえません。昨日かな、今日かな、BS-TBSであたかも自由に働けるような話がされていて、非常にそういう印象操作が、今行われています。

働き方改革の全体像について言うと、先ほどの多様な選択肢みたいなことが書いてあり、「一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追究する」、「労働制度の抜本改革を行う」と書いています。この「抜本改革」というのが、何か、あたかも労働者のため、のように聞こえますが、労働法制に穴を開けるということを含んでいるのです。「多様な」という言葉、良いように聞こえますが、労働法制の縛りを外れたものというものを生み出すということです。

市民プールを思い浮かべて下さい。市民プールに、初心者用と上級者用みたいに、途中で立ってもいいレーンと、とにかくスピードで泳ぐレーンと分かれています。いろいろな事情がある人も働けるように、というのが働き方改革の中でひとつ謳われていて、それがこの真ん中のプールですね。ユニバーサルプールです。子どもを持っていても働ける。高齢でも働ける。病気を持っていても働ける。いろんな人に事情に応じて働いてもらって、労働市場の中に、人手不足だし積極的に入ってきてもらおう。それが真ん中のレーンです。

一方で、もっとがりがん働ける人は、もっとがりがん働いて下さい、というのが右側のレーンです。要するに上級者レーンですね。こっちのほうは、みなさんはプロフェッショナルですから、一生懸命泳いで下さい。ここがいろんな規制を外れた高度プロフェッショナル、あるいは裁量労働制というところですよ。左側は、海です。プールでさえないので。プールというのは一応、枠があります。けど海は、放っておいたら沖に流されます。荒波に溺れることもあります。そういうような海というのが、「雇用によらない働き方」です。だから、労働法の枠外ですね。労働法の枠外の働き方も増やしていこう。これは働き方改革の、今回の法改正にはあまり表に出てきませんが、その裏側では着々と進行している事態です。

今回の法改正の中では、5番目ですが、雇用対策法の改正があります。これが「雇用対策法」という名称から変わります。「雇用」ではなくて「労働」に対する資格の法になります。「雇用」ではなく「労働」になるということは、対象範囲が広がって、雇用されている人以外のところを対象に含めます。だから、何か総合的にもっとしっかりしたものをやるのかな、というイメージもありますが、そこで狙われているのは、この先ほどの荒波のところにある「多様な就業形態の普及」です。「多様な就業形態」というのは、短時間正社員とか在宅とかだけではなくて、「雇用によらない働き方」を含んでいます。「雇用によらない働き方」というのは、例えばフリーランスでクラウドソーシングの会社を仲介して仕事を請け負うようなやり方です。それはもう労働法としての最低賃金も関係無いです。民法の世界ですね。この間「クローズアップ現代+」で、働き方改革・高度プロフェッショナルに賛成派2人と反対派2人で登場しました。反対派は私と日本労働弁護団の幹事長の棗一郎先生です。賛成派は、パソナの会長の竹中平蔵さんと、クラウドワークスというクラウドソーシングの会社の社長の吉田さんです。雇用によらない働き方、あるいは派遣は、会社から見れば雇用責任が無い状態です。そのような人たちを活用して利益を得る人たちが賛成派のほうにいる、という状況です。

それから、「働き方の未来2035」というのが一昨年出ていて、2035年にはもう雇用関係というのは原則的なものではなくなるだろうと、書いています。プロジェクトごとに雇用関係を結んだり、あるいはそういうクラウドを通じて、クラウドソーシングを通じて仕事を請け負ってきたりというような形で、もっと自律的に、もっといろんな仕事を渡り歩くような、そういう働き方が主になっていくだろう、というようなことが見通されています。先ほどの安倍首相が「岩盤に穴を開ける」と言っていたのは、単に高度プロフェッショナルだけを意味しているのではなく、雇用されて労働法に守られて働く人たちをできるだけ狭くしていこう、そうではない働き方をできるだけ多くしていこう。そうするとどうなるかということ、先ほどのプールの例でいうと、真ん中のところですよ。労働時間法制に上限ができます。上限規制に守られた働き方、労働基準法に守られた働き方、労働基準監督署に守られた働き方、これは守られるべき人だけのための働き方ですよ、という形になってしまいます。もうすでにそういうことは、働き方改革実現会議の中で金丸恭文さんという方

が言っています。労働基準監督官は数が足りないのだから、守るべき人に集中して、その人たちを守らなきゃいけない。その守るべき人というのが真ん中の人なのです。つまり裁量労働制とか高度プロフェッショナルというのは、もう自己管理して働いて下さい。でもその自己管理して働いて下さい、という人たちが長時間労働に追い込まれます。残業代払わなくていいし。高度プロフェッショナルだったら労働時間規制も外れる。そこでたくさん仕事を抱えて、責任も抱えて、がんばって、メンタルを壊してしまう、過労死をしてしまう。でもそれはもう法的に労災認定も難しい、「自己責任でしょ」みたいに言われる可能性が高い。そういうものが広がってしまうということが、抱き合わせになって、上限規制ができて、かなりこの上限規制が骨抜きになっていってしまう危険性が高い。だから今、高度プロフェッショナルのところは1千いくらというふうに言われていますけれども、これが派遣のように拡大していくということは、十分見込まれるので、やはり入れるべきではないと私は思っています。なかなかそのところの全体像というのは理解はされていないと思っています。

#### 4. 高プロの「ニーズ」のねつ造

最後にこれ、オマケ的ですけども、今、国会審議の中では、高度プロフェッショナルは実態、ニーズが無いのではと言われていて、ニーズとして加藤大臣が今、示しているのが12名のヒアリング結果だけだということをご存じですか？ その12名のヒアリング結果というのが、1人分、2行、3行しか無いんですよ。で、どこで聞いたかということも教えてくれない。そういうものしか無いんですけども、実はもうひとつニーズ調査は用意されていました。それがアンケート調査ですが、非常に変なアンケートで、裁量労働制の労働政策研究・研修機構の調査というのは、非常にしっかりした調査ですが、その中にこれはおそらく厚生労働省が紛れ込ませたのだ、と思うのですが、裁量労働制で働いている人に対して、「今のままでいいか、変えたほうがいいのか」2択で聞いています。「変えたほうがいい」というと、どういうふうに変えたほうがいいのか、その下に書いてある、これ全部、緩和を行うのです。普通に裁量労働制で働いている人を適用除外してもいいか、と。何を聞かれているか、たぶんわからないですよ。ここに、完全週休2日制とか、一定以上の高い水準の年収とかね、何か魅力的な言葉を並べて、○をつけさせています。この選択は結局、高プロに近い働き方なのです。高プロのニーズがこういうふうにありますよ、ということを作ろうとしたのではないか。これは東京新聞が今年に入ってから「こちら特報部」というところを出して、私も詳しく解説したので、今、加藤大臣や厚生労働省はこれを出してきません。出したら叩かれるっていうのがわかっているからだと思います。そういう状況です。

概略、全体像のところを話をさせていただきました。ありがとうございます。

(反訳：笠井弘子、編集：高田好章)